

堺市女性雇用促進等職場環境整備 支援事業補助金のご案内

堺市では、市内企業等への女性の雇用・就労促進を目的に、専ら労働者の使用に供する女性用施設（トイレ・更衣室等）の整備に係る費用を補助します。

堺市女性雇用促進等職場環境整備支援事業補助金の概要

<p>主な 対象者要件</p>	<p>(1)～(4)を満たしていること (1)堺市内で1年以上の事業を営む常時雇用労働者数が300人以下である企業等(法人・個人事業主) (2)①②いずれかの女性活躍のためのセミナー等に参加(参加予定) ①雇用推進課主催のセミナー等 (申請年度又は過去2年以内) ②さかいJOBステーションが実施するセミナー等 (3)申請年度に女性の常時雇用労働者数を10%以上増やす採用を行った(行う予定)または、翌年度の4月1日採用を予定していること <small>はた</small> (4)申請年度に「さかい働コミCompany登録制度」に登録している(登録予定)</p> <p>※詳細は堺市HPをご覧ください。また、申請には事前のご相談が必要です。</p>
<p>主な 補助対象経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・専ら労働者の使用に供するための女性用施設の整備費用(トイレ、シャワールーム、更衣室、休憩室等) ・整備に係る備品購入費(便座、手洗い器、更衣ロッカー等)
<p>補助金額等</p>	<p>補助金額：最大50万円 補助率：50%（千円未満は切り捨て）</p>
<p>申請期間</p>	<p>開始 令和8年4月1日（水）から 締切 メール・持参の場合は、令和9年2月26日（金）17時まで 郵送の場合は、令和9年2月28日（日）消印有効 ※先着順で受付。今年度予算額に達し次第受付終了となります。</p>

ご申請の流れや、補助対象経費等の詳細については裏面をご確認ください。

お問い合わせ先

堺市 産業振興局 産業戦略部 雇用推進課
 TEL：072-228-7404 FAX：072-228-8816
 E-mail：koyo@city.sakai.lg.jp
 〒590-0078
 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館7階

詳細はこちらから



～ご申請の流れ～

(事前相談)

・堺市役所にて申請に関する相談を対面又は電話、メールで受け付けています。

① 申請

- ・募集要領を確認の上、申請書を作成し、必要書類一式（お見積書等）を雇用推進課へご提出ください。
※申請は**メール、持参、郵送**で受付します。
- ・審査があるため、補助事業開始の2週間前には申請書類を提出してください。
- ・申請書類は堺市ホームページ（下記アドレスや2次元コード）からダウンロードできます。
<https://www.city.sakai.lg.jp/sangyo/careerweb/kigyodiversity/shokuba-hojo.html>
- ・補助対象経費は下表を参照してください。
なお、**新規事業所開設、既存施設の取り壊し・撤去費用は対象外**です。
- ・交付決定日以後に新たに取り組む事業（工事等の整備）に要した経費が対象です。
交付決定日前に発注・契約・購入等をしているものは申請できませんので、ご注意ください。



主な補助対象経費

内容

工事費
(税抜価格)

専ら労働者の使用に供するための女性用施設（トイレ、シャワールーム、更衣室、休憩室）の整備(既存の男性用又は男女兼用の施設を、男性用、女性用に分けて整備する場合における、男性用施設の整備を含む)に係る工事

備品購入費
(税抜価格)

便座、手洗い器、更衣ロッカー、休憩室に設置する椅子等

② 現地確認

・申請内容の確認のため、補助事業実施場所の現地確認を行います。

③ 交付決定

・審査において要件を満たしていることを確認し、現地確認を行った後、交付決定通知書を送付します。

④ 事業実施～報告書提出

・工事完了後、実績報告書類を提出してください。

⑤ 現地確認

・実績報告書の内容確認のため、補助事業実施場所の現地確認を行います。

⑥ 補助金支払

- ・実績報告書をもとに補助金額を確定し通知します。
- ・補助金の請求書を提出していただいた後、補助金を交付します。
- ※補助金の前払い（概算払い）はありません。

⑦ フォローアップ

- ・申請年度の翌年度の4月に女性の常時雇用労働者について新規雇用の状況を報告していただきます。
- ・補助金活用事例として補助事業内容を堺市HPに記載させていただくことがあります。